（航空交通管理管制技術官）

**第五条**　（略）

2　航空交通管理管制技術官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空交通の管理に関する事務を遂行するために使用する航空通信施設及び管制情報処理システムを構成する施設（以下「管制情報処理システム施設」という。）に関する工事及び保守に関すること。

二　（略）

3～6　（略）

（システム管理官）

**第六条**　（略）

2　システム管理官は、命を受けて、福岡航空交通管制部の所掌事務（航空交通の管理に関するものに限る。）のうち、管制情報処理システム施設に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を整理する。

（施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官）

**第九条**　航空交通管制部に、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官を置く。

2・3　（略）

4　航空灯火・電気技術官は、航空交通管制部の所掌事務を遂行するために使用する電気施設（航空通信施設、レーダー及び管制情報処理システム施設を除く。）に関する工事及び保守に関する事務をつかさどる。

5　福岡航空交通管制部の航空灯火・電気技術官は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空交通の管理に関する事務を遂行するために使用する航空灯火その他の電気施設（航空保安無線施設、航空通信施設、

（航空交通管理管制技術官）

**第五条**　（略）

2　航空交通管理管制技術官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空交通の管理に関する事務を遂行するために使用する航空通信施設、航空交通管制に必要な情報の処理を行うシステムを構成する施設（以下「管制情報処理システム施設」という。）及び航空交通情報システムを構成する施設（以下「航空交通情報システム施設」という。）に関する工事及び保守に関すること（航空交通管理管制運航情報官の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

3～6　（略）

（システム管理官）

**第六条**　（略）

2　システム管理官は、命を受けて、福岡航空交通管制部の所掌事務（航空交通の管理に関するものに限る。）のうち、管制情報処理システム施設及び航空交通情報システム施設に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を整理する。

（施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官）

**第九条**　航空交通管制部に、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官を置く。

2・3　（略）

4　航空灯火・電気技術官は、航空交通管制部の所掌事務を遂行するために使用する電気施設（航空通信施設、レーダー並びに航空交通情報システム施設及び管制情報処理システム施設を除く。）に関する工事及び保守に関する事務をつかさどる。

5　福岡航空交通管制部の航空灯火・電気技術官は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空交通の管理に関する事務を遂行するために使用する航空灯火その他の電気施設（航空保安無線施設、航空通信施設、

（航空交通管理管制技術官）

**第五条**　（略）

2　航空交通管理管制技術官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空交通の管理に関する事務を遂行するために使用する航空通信施設、航空交通管制に必要な情報の処理を行うシステムを構成する施設（以下「管制情報処理システム施設」という。）及び航空交通情報システムを構成する施設（以下「航空交通情報システム施設」という。）に関する工事及び保守に関すること（航空交通管理管制運航情報官の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

3～6　（略）

（システム管理官）

**第六条**　（略）

2　システム管理官は、命を受けて、福岡航空交通管制部の所掌事務（航空交通の管理に関するものに限る。）のうち、管制情報処理システム施設及び航空交通情報システム施設に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を整理する。

（施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官）

**第九条**　航空交通管制部に、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官を置く。

2・3　（略）

4　航空灯火・電気技術官は、航空交通管制部の所掌事務を遂行するために使用する電気施設（航空通信施設、レーダー並びに航空交通情報システム施設及び管制情報処理システム施設を除く。）に関する工事及び保守に関する事務をつかさどる。

5　福岡航空交通管制部の航空灯火・電気技術官は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空交通の管理に関する事務を遂行するために使用する航空灯火その他の電気施設（航空保安無線施設、航空通信施設、

レーダー及び管制情報処理システム施設を除く。次号において同じ。）の運用状況に関する情報の収集及び分析に関すること。

二　（略）

レーダー並びに航空交通情報システム施設及び管制情報処理システム施設を除く。次号において同じ。）の運用状況に関する情報の収集及び分析に関すること。

二　（略）

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

# 規　則

**○原子力規制委員会規則第一号**

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第十一条の二第一項、第十二条の二第一項、第二十一条の二第二項、第二十二条の六第一項、第三十五条第二項、第四十三条の十八第二項、第四十三条の二十五第一項、第五十一条の十六第四項、第五十一条の二十三第一項、第五十六条の三第二項及び第六十条第一項の規定に基づき、試験研究用等原子炉施設等に対する妨害破壊行為等への対策の強化等のための試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月一日　　原子力規制委員会委員長　更田　豊志

試験研究用等原子炉施設等に対する妨害破壊行為等への対策の強化等のための試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則

（改正の対象となる規則の一部改正）

**第一条**　次の各号に掲げる規則の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

一　試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）　別表第一

二　核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）　別表第二

三　核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年総理府令第一号）　別表第三

四　核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）　別表第四

五　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）　別表第五

六　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）　別表第六

七　使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十二号）　別表第七

八　核燃料物質の受託貯蔵に関する規則（平成十二年総理府令第百二十五号）　別表第八

九　核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）　別表第九

**第二条**　前条各号に定める表中の傍線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。

二　条項番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であって、標記部分が改正前欄及び改正後欄で同一のときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げるもののように改めること。